



# 働き方改革 - 同一労働同一賃金 -

## 企業実務対応講習会

働き方改革の一環で、2020年4月1日より同一労働同一賃金制度が施行されます（中小企業は翌年4月1日から）。この制度は同じ職場内で同じ仕事をする正規社員とパートタイマー等の非正規社員の賃金や待遇の格差をなくすことを目指しています。制度が施行されると、正規社員と非正規社員の間での差別的な取扱いが違法となる恐れがあります。また両者の間の賃金や待遇の差について、非正規社員に説明する義務が課せられます。行政からも、指導・監督を受けることも予想されます。

しかし、多くの企業では、法律の内容が今一步分からない、何となく分かるけれども、どのように準備、対応していいのかわからないといった声があります。準備に時間もかかりますので早めの対応が必要となります。

講習会では、法の基本的な内容を知ると同時に、施行までにどう準備、対応していけばいいのかについて厚生労働省の資料をもとに演習等を通じて具体的に解説いたします。ご参加いただくことで同一労働同一賃金制度の準備進め方を理解することができます。この機会に、是非講習会をご利用ください。

### ◆ カリキュラム(予定)

<p><b>1. 同一労働同一賃金の背景</b></p> <p>①深刻な人出不足 ②政府の狙い</p> <p><b>2. 労働生産性の向上</b></p> <p>①働き方改革に必要な労働生産性向上とは ②労働生産性向上の手法</p>	<p><b>3. 同一労働同一賃金実務対応</b></p> <p>①法律の全体像 ②対応実務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の社員タイプを整理する</li> <li>・法令上の取組対象労働者の確認</li> <li>・社員タイプごとの待遇の現状確認</li> <li>・取組対象労働者と正社員との比較</li> <li>・待遇の違いに応じた検討</li> <li>・待遇差の是正検討</li> </ul> <p>③職務評価の進め方 ④賃金制度改定の進め方</p>
--	--

- ◆ 主催 株式会社 人事マネジメント研究所／宮島社会保険労務士事務所
- ◆ 講師 株式会社 人事マネジメント研究所 代表取締役  
宮島社会保険労務士事務所 所長 宮島 康之 社会保険労務士・中小企業診断士

- ◆ 日時 令和2年2月3日(月) 10時00分～17時00分
- ◆ 会場 道特会館(札幌市中央区北2条西2丁目26番仲通り東向き)
- ◆ 定員 先着50名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。受講締切 令和2年1月20日(月)
- ◆ 受講料 顧問先企業(お一人様) 3,300円(資料代等含む)(消費税込み)  
一般企業(お一人様) 5,500円(資料代等含む)(消費税込み)

- ◆ 申込方法
  - ・ 下記にご記入の上、本紙をそのまま下記へFAX送信してください。
  - ・ 受講希望者は、受講料を下記口座へ、お申込後3日以内にお振込をお願いします。(お申込み又は入金確認後、参加者の方にはご案内書を差し上げます)

**FAX**  
**011-272-0589**  
^

会社名	受講料	顧問先企業 3,300円 一般企業 5,500円(消費税込)
ご住所	振込先	北海道銀行 南一条支店 普通預金 1142263 (カ) ジンゾマネジメントケンキュウジョ
受講者氏名 お役職	お振り込み予定日	月 日
電話番号		振込手数料はお客様のご負担にて お願いいたします。 受講料の返金は致しません。
Fax番号		
ご連絡事項		

お問合せ：札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル4階 株式会社人事マネジメント研究所 加藤まで  
電話 011-272-0588 Fax 011-272-0589 Email:yasu@miya-office.jp  
URL:http://www.miya-office.jp

※ご記入いただきました個人情報、セミナー申込の目的以外には利用いたしません。  
弊社と同様の事業内容を実施されている個人・法人様のご参加はお断りさせていただきます。